

[学校法人饗庭学園 あかつき幼稚園]

重要事項説明書

[令和 7 年 1 0 月版]

※当園は令和6年度より子ども子育て支援新制度の施設型給付幼稚園となりました。当園の重要事項説明書をお渡しします。

〈総則〉

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	学校法人饗庭学園
事業者の所在地	さいたま市緑区中尾2342-2
事業者の連絡先	048-873-3958
代表者氏名	理事長 饗庭加和

(2) 施設の概要

種別	幼稚園
名称	学校法人饗庭学園
連絡先	(電話番号) 048-873-3958
	(FAX番号) 048-762-9977
施設長氏名	園長 饗庭加和
開設年月日	昭和49年4月1日
利用定員	(1号) 210名

(3) 当園の基本理念・方針

＜教育理念＞

未来に生きる人材に人間としての器作りに尽くす。

＜教育目標＞

集団生活の中で人間としてのあらゆる能力の芽を育み、併せてしっかりとした心と体を育てる。

＜教育方針＞

子ども第一主義で（すべて子どもたちのために）

＜目指す子ども像＞

かしこく、なかよく、たくましくの子に

＜みんながハッピーに＞

クラス担任とお母さん、お母さん同士のコミュニケーション⇒信頼感、お互いさまの感謝の気持ち⇒安心・安定の園生活⇒かしこく・なかよく・たくましくの子に⇒感動と喜びがある子育て家庭⇒クラス担任の喜びと感謝

(4) 施設の概要

敷地	敷地全体	5,080.8 m ²
	園庭	2,940.0 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ	2,140.8 m ²

(5) 主な施設の概要

設備	部屋数	備考
保育室	14室	年少3、年中3、年長3、満3歳2
遊戯室	1室	
職員室	1室	
親子の広場	1室	子育てサロンと預かり保育に利用
子ども館（別棟）	2室	預かり保育と未就園児教室に利用

(6) 職員体制及び職務内容

本園の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。ただし、教諭の人数については在籍園児数により変動することがあります。

職種	員数	職務の内容
園長	1名	園長は園務をつかさどり、所属教職員を監督する。
副園長	1名	副園長は園長を助け、命に応じて園務をつかさどる。
指導教諭	3名以上	指導教諭は幼児の教育をつかさどり、教諭その他の職員に対し教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
教諭	10名以上	教諭は幼児の教育をつかさどる。
事務職員及び用務員	3名以上	事務職員は事務に従事する。用務員は本園の雑務を行う。

(7)利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時30分～午後2時00分（5.5時間）
預かり保育	保育時間	朝 7時30分～8時30分 夕 14時00分～18時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	夏季（7月20日～8月31日）※年度により若干異なります。	
	冬季（12月21日～1月9日）※年度により若干異なります。	
	春季（3月19日～4月7日）※年度により若干異なります。	
	県民の日、さいたま市民の日、その他園長が必要と認めた時	

(8)利用料等(令和7年度)

別表 1（特定利用者負担額）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
教育充実費	基準以上の教職員の配置、教育水準の維持向上等に充当する	月額2,800円
施設環境充実費	園舎・教育機器備品等の維持管理等に充当する	月額3,470円

別表 2（実費徴収額）

項目	内容、負担を求める理由目的	金額
物品購入費	制服、教材購入費	ブレザー8,340円 半袖体操着2,890円 ブラウス2,670円 長袖体操着3,710円 ズボン3,720円 半ズボン2,550円 スカート4,850円 ポロシャツ4,280円 スモック2,550円 ベレー帽3,320円 カバン6,230円 夏帽子4,360円 等約60,000円
教材費	教育に必要な副教材費	月額720円
行事参加費	遠足、年長組夏のお楽しみ会	随時実費を徴収
給食費	給食の購入費用	月額2,400円
バス維持費	安全な通園手段確保のため	月額4,180円
園児ケガ等保険費	日本スポーツ振興センター 共済掛金	年間 285円
月刊絵本代	絵本代	月額 5歳児480円 4歳児480円 3歳児460円 満3歳児440円
卒園アルバム代	卒園アルバム費用	5歳児のみ実費徴収

※満3歳児の物品購入費は8,720円とします。
※教材費は3歳児・4歳児・5歳児が対象です。

別表 3 (預かり保育利用者負担額)

項目	金額
利用子どもの預かり保育に係る利用者負担	(年間契約の場合) 月額3,600～14,400円 (1日ごとの利用) 1時間200円

別表 4 (入園児に徴収する手数料)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
入園検定料	入園児の面談等に係る費用	3,500円
入園受入準備費	入園前に園児の良質な環境を整備する費用	満3歳児及び3歳児 90,000円 4歳児 80,000円 5歳児 60,000円

※さいたま市在住で入園した場合、園児1人につき2万円の入園に関する補助があります。

※納入いただいた入園検定料及び入園受入準備費は、入園を取りやめた場合でも返金できません。

ただし、転勤のために入園できなくなった場合に限り、転勤を証明する書類を提出頂いた場合返金いたします。

(9) 支払い方法

本園指定銀行（みずほ銀行浦和支店、またはJAさいたま尾間木支店）の口座振替とします。

(10) 提供する特定教育・保育の内容

本園では、自由な活動と一斉の活動、静の活動と動の活動をバランス良く行い、メリハリのあ
る、多様な活動ができるようにしています。また、「かしこく・なかよく・たくましく」の子に
育つように、また、子ども第一主義で、人としての根になるようなしっかりと心と体を育て
るように以下のように努めています。

- ①たくさん遊び、運動やスポーツに親しみ、丈夫な体づくりができるようにします。
- ②異年齢児との関わりを通して、優しさや思いやりの気持ちを育てるようにします。
- ③自然に触れ合うことや、絵本の読み聞かせなどを通して、豊かな心や創造力を育むようにしま
す。

また、特色ある活動としては、幼稚園の畑での活動、ゲームクライミング、ちえのみ遊び、英語
で遊ぼう、サッカー遊び等があります。

(11) 年間行事予定

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 4月 | 入園式 進級式 出会いの会 クラス懇談会 発育測定 お弁当始まり |
| 5月 | 内科歯科検診 給食始まり |
| 6月 | 夏の小運動会 じゃがいも掘り 個人面談 年長組ポテトパーティ |
| 7月 | 交通安全指導 終業式 年長組夏のお楽しみ会 夏季休暇 |
| 8月 | 夏季保育 |
| 9月 | 始業式 クラス懇談会 大根作付け |
| 10月 | 秋の大運動会 さいまいも掘り |

11月 年長児消防署見学
 12月 クリスマス会 発表会 終業式 冬季休業
 1月 始業式 もちつき 大根掘り
 2月 豆まき 年長児交通安全指導 卒園記念遠足 年中児じゃがいも作付け
 3月 年長さんを送る会 卒園式 修了式 春季休業

(12) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

1号認定子ども（教育標準時間認定）

（入園手続）

入園志望者は所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出する必要があります。

（入園選考）

(1) 本園は、本園の入園資格を満たす者より入園について申し込みがあったときは、事項に掲げる拒む正当な理由のある場合を除き、これに応じます。

(2) 本園は、次のいずれかに該当するときには、本園の入園を拒むことができることとします。

①利用定員に空きがない場合

②利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合

③当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 利用申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第6条第2項により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考します。

(4) 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項に定めて明示します。

（退園・休園）

退園または休園しようとする者は、園指定の用紙にその理由を記して保護者から園長に願いでることとします。

病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園または休園させることがあります。

園の教育に理解・協力が得られない場合など、園長が園の運営上必要判断とした場合は、その者を退園させることがあります。

(13) 嘱託医

医療機関の名称	里村クリニック
医院長名	里村仁志
所在地	さいたま市南区大谷口5320-1
電話番号	048-874-4747

(14) 嘱託歯科

医療機関の名称	カムカムデンタルクリニック
医院長名	今野順三
所在地	さいたま市緑区東浦和5-13-6
電話番号	048-874-1883

(15) 緊急時における対応方法

(1) 本園は、学校保健安全法及びさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第32条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図ります。

(2) 本園は、保育の提供中に園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の保護者等に連絡をするとともに、嘱託医または園指定の外科医（医療法人社団弘象会東和病院）に相談する等の措置を講じます。

管轄する消防署

消防署名	みどり消防署
所在地	さいたま市緑区大間木472
電話番号	048-875-1832（管理指導課）、048-873-0119（消防1・2課）

管轄する警察署

警察署名	浦和東警察署
所在地	さいたま市緑区東浦和7-42-1
電話番号	048-712-0110

(16) 非常災害対策

本園においては、園児の安全の確保を図るため学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行います。

消防計画作成届出書	有
防災設備	消火器具、自動火災報知設備、非常警報器具、誘導灯
避難場所	第1避難場所 本園園庭 第2避難場所 中丸公園（本園となり）

(17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	事務 遠藤恵美	副園長 草間一栄
相談・苦情解決責任者	園長 饗庭加和	

要望・苦情への対応方法

苦情やご相談は面談、電話、書面で受け付けます。

(18) 損害賠償について

(1) 本園において、本園の責任により園児について生じた損害については、本園は速やかにその

損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、園児・保護者側に故意または過

失が認められる場合において園児の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、本園の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 本園は、事故の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の

各号に該当する場合には、本園は損害賠償責任を免れます。

保護者が契約締結に際し、園児の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことをもっぱら起因して損害が発生した場合

② 園児の急激な体調の変化等、本園の保育内容を原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

害が発生した場合

③ 園児が本園もしくは教職員の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

生した場合

(3) 本園は以下の賠償責任保険に加入しています。

Chubb損害保険株式会社

1事故 400,000,000円

1名につき 100,000,000円

(19) 守秘義務及び個人情報保護

(1) 守秘義務

本園及び教職員は、業務上知り得た園児及びご家族の情報を第三者に漏洩することとはしませ

ん。この守秘義務は園児が幼稚園を卒園した後も継続します。

(2) 個人情報の第三者提供

①本園は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び文部科

学省が策定

した「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が

講ずべき措置に関する指針」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②本園及び教職員は、業務上知り得た園児及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に

漏らしません。

③この秘密を保持する義務は契約が終了した後においても継続します。

④本園は、教職員に業務上知り得た園児またはその家族の秘密を保持させるため、教職員で

ある期間及び教職員でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を教職員との

雇用契約の内容とします。

(20) 本園利用に際しての留意事項

(1) 在園中は園の規則に従い、またお子さんがスムーズに園生活が送れるようにご協力くだ

さい。

(2) 在園中に保育のカリキュラム、行事やその内容、園の規則などの改定があった場合は新

しい規定に従っていただきます。